

立教大学研究費・補助金謝金等基準一覧表

NO	区 分	単 位	上限(円)	源泉 徴収	備 考
1	公開講演会 研究会 講演謝金	公開講演会・研究会 講演謝金S	回 100,000 源泉税別	要	・大学主催の場合に限る ・「認定理由」を明記しなければならない ・本学名誉教授にはSランクを認定することはできない
2		公開講演会・研究会 講演謝金A	回 50,000 源泉税別	要	・教授、准教授・社長・役員クラス ・1回4時間程度(打合等含む当日の従事時間) ・本学名誉教授にはAランクを認定することはできない
3		公開講演会・研究会 講演謝金B	回 30,000 源泉税別	要	・講師・助教・研究員・部局長・課長クラス ・1回4時間程度(打合等含む当日の従事時間)
4		公開講演会・研究会 講演謝金C	回 10,000 源泉税別	要	・A、Bランク以外の研究者等 ・1回4時間程度(打合等含む当日の従事時間) ・学内者※1はCランク以下のみ ・主催・共催する学部にも所属する者※1は対象外 ・学部生・大学院生は対象外(本学・他大学問わず)
5		公開講演会・研究会 講演謝金D	回 5,000 源泉税別	要	・A、B、Cランク以外の者 ・1回4時間程度(打合等含む当日の従事時間) ・主催・共催する学部にも所属する者※1は対象外 ・学部生・大学院生は対象外(本学・他大学問わず)
6	調査協力者謝金(個人)	回	2,000	不要	・実験の被験者、調査の調査対象者 ・学部生には金券※2での支払いのみ可
7	調査協力謝金(機関・法人対象)	半日	10,000	不要	・半日(4時間程度)の調査協力は、概ね10,000円 ・1日(8時間程度)の調査協力は、概ね20,000円
8	調査協力謝礼品(個人対象)	回	2,000 消費税別	不要	・調査等の協力に対する謝礼品(茶・菓子等。手土産は対象外) ・アルコール類、煙草、金券は不可
9	調査協力謝礼品(機関・法人対象)	回	3,000 消費税別	不要	・調査等の協力に対する謝礼品(茶・菓子等。手土産は対象外) ・アルコール類、煙草、金券は不可
10	研究会・ 調査等の助言	研究会・調査等の 助言謝金A	回 20,000 源泉税別	※3	・研究会や調査における助言者、シンポジウム・研究集会等における司会者・助言者・事例発表者の謝金 ・教授、准教授・社長・役員クラス ・1回4時間程度(打合等含む当日の従事時間) ・学内者※1、本学名誉教授にはAランクを認定することはできない
11		研究会・調査等の 助言謝金B	回 10,000 源泉税別	※3	・研究会や調査における助言者、シンポジウム・研究集会等における司会者・助言者・事例発表者の謝金 ・教授(学内)、准教授(学内)、講師、助教・研究員・部局長・課長クラス ・1回4時間程度(打合等含む当日の従事時間) ・助言を受ける者と同じ学部にも所属する者※1は対象外
12		研究会・調査等の 助言謝金C	回 5,000 源泉税別	※3	・研究会や調査における助言者、シンポジウム・研究集会等における司会者・助言者・事例発表者の謝金 ・A、Bランク以外の者 ・1回4時間程度(打合等含む当日の従事時間) ・助言を受ける者と同じ学部にも所属する者※1は対象外 ・学部生・大学院生は対象外(本学・他大学問わず)

※1 本学兼任講師は含まない。

※2 図書カード、QUOカード、Amazonギフト券(円貨のみ)を対象とします。

※3 居住者は不要。非居住者は要。

立教大学研究費・補助金謝金等基準一覧表

NO	区 分	単 位	上限(円)	源泉 徴収	備 考	
13	通訳謝金 (全言語共通) (公開講座・ 公開講演会)	学外業者に 委託する場合			業者請求による 見積書・納品書(業務完了報告書)・請求書の提出要 通訳者1名につき¥100,000を超える場合は事前にご相談ください	
14		他大学教員等に 依頼する場合	回	70,000 源泉税別	要	通訳謝金 1: 教授、准教授・社長・役員クラス
15			回	50,000 源泉税別	要	通訳謝金 2: 講師、助教・研究員・部局長・課長クラス
16			回	30,000 源泉税別	要	通訳謝金 3: 1、2 ランク以外の者
17		学内者※1 に 依頼する場合	回	10,000 源泉税別	要	通訳謝金 4: 教授(学内)、准教授(学内)クラス
18			回	5,000 源泉税別	要	通訳謝金 5: 4 ランク以外の者 学部生・大学院生は原則として対象外(本学・他大学問わず)
19	調査通訳謝金 (全言語共通)	本業とする者に 依頼した場合			業者請求による 見積書・納品書(業務完了報告書)・請求書の提出要	
20		本業としない者に 依頼した場合	半 日	10,000 源泉税込	要	半日 10,000 円/1 日 20,000 円 学部生・大学院生は原則として対象外(本学・他大学問わず)
21	翻訳謝金 (全言語共通)	本業とする者に 依頼した場合			業者請求による 見積書・納品書・請求書の提出要	
22	翻訳謝金 (和文→和文以 外)	本業としない者に 依頼した場合		4,800 源泉税込	要	和文→和文以外(200 ワード) ワード数カウントできない言語は(400 字)を適用 学部生・大学院生は原則として対象外(本学・他大学問わず)
23			翻訳後の成果物 のワード数・文字 数を基準とする		4,800 源泉税込	要
24				4,800 源泉税込	要	和文以外→和文以外(200 ワード) ワード数カウントできない言語は(400 字)を適用 学部生・大学院生は原則として対象外(本学・他大学問わず)
25	テープ起こし	本業とする者に 依頼した場合			業者請求による 見積書・納品書・請求書の提出要 学部生・大学院生は原則として対象外(本学・他大学問わず)	
26	校閲謝金 (全言語共通)	本業とする者に 依頼した場合			業者請求による 見積書・納品書・請求書の提出要	
27	校閲謝金	本業としない者に 依頼した場合		800 源泉税込	要	和文 400 字 学部生・大学院生は原則として対象外(本学・他大学問わず)
28		成果物のワード 数・文字数を基 準とする		2,600 源泉税込	要	和文以外 300 ワード ワード数カウントできない言語は(300 字)を適用 学部生・大学院生は原則として対象外(本学・他大学問わず)
29	原稿料	本学教員等 (学生は除く)		2,000 源泉税込	要	和文 400 字 和文以外 200 ワード ワード数カウントできない言語は(400 字)を適用
30		学外者		3,000 源泉税込	要	和文 400 字 和文以外 200 ワード ワード数カウントできない言語は(400 字)を適用

※1 本学兼任講師は含まない。

注 1) 居住者の源泉所得税は 10.21%、非居住者は、原則として 20.42%の課税対象となります。 但し、租税条約締結国居住者の場合は、一定の条件を満たせば減免措置が受けられます。

注 2) 源泉徴収の有無については、国内で開催・実施する場合の一般例を記載しています。成果物の支払いを国外で行う場合等、状況により源泉徴収の有無が異なりますので、事前相談の際にご確認ください。